

奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、人手不足に悩む中小企業等が生産性向上を図るため、中小企業診断士による専門的な助言・支援を受けて業務プロセスの改善、最適化に取り組みつつ、省力化に資する設備を導入する事業であって、本要綱に定める賃上げ要件等を満たした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、別紙1に記載する者をいう。
- (2) 「中小企業診断士」とは、「奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助事業にかかる中小企業診断士名簿」に登載された者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、中小企業等であって、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 奈良県内に補助事業を実施する事業所を有すること。
 - (2) 設備導入前に中小企業診断士による支援を受けていること。
 - (3) 実績報告における直近1か月分の給与支給総額を、令和7年3月と比べて2.4%以上増加させること。この場合における給与支給総額は、賃上げ前及び賃上げ後の両方の賃金台帳に登載された全従業員（非常勤を含む。）に支払った給与（所定内給与をいい、賞与、法定福利費、福利厚生費及び退職金を除く。）をいい、役員報酬を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 県税を滞納している者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
 - (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者
 - (7) その他補助金を交付することが不相当であると知事が認める者

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、奈良県内で実施し、中小企業診断士による専門的な助言、指導を受け、業務プロセスの改善、最適化に取り組みつつ、省力化等に資する設備を導入する事業とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助上限額及び補助下限額については別表1に定めるとおりとする。
- 3 本補助金の交付を受けることができるのは、一事業者につき一回限りとする。

(補助金の交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、中小企業診断士の支援の完了後速やかに次の各号に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 見積書等の写し（原則2者以上）
- (5) 賃上げ前（令和7年3月）1か月分の賃金台帳の写し
- (6) 中小企業診断士による診断結果報告書（写）
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 2 本補助金にかかる申請、報告等の手続きについては、原則として電子申請によるものとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除金（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対し、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認の申請)

第8条 第6条第1項の通知を受けた補助事業者は、規則第5条第1項の承認を受けようとするときは、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金変更承認申請書（第5号様式）に積算根拠となる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合。
- (2) 補助対象事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業遂行に影響を及ぼさない事業計画の細部を変更する場合。

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、当該内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、変更の承認を行い、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、速やかに奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金中止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第6条第1項の交付決定により生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金遂行状況報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は第8条第4項の規定による補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月20日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添

えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金実績報告書（第 10 号様式）
- (2) 納品等が確認できる書類（納品書、引渡書等）
- (3) 経費支出の証拠書類（領収書、銀行振込明細書等）
- (4) 事業を実施したことが確認できる書類（納品前後の写真等）
- (5) 賃金増加率計算表（第 11 号様式）
- (6) 賃上げ後 1 か月分の賃金台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金額の確定通知書（第 12 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金請求書（第 13 号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の支払は精算払とする。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条第 2 項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 第 10 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の返還の請求に係る補助金で、規則第 16 条第 3 項によりやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者からの申し出により返還の期限を延長することができる。

3 補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除額が確定したときは、その金額（当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになり補助金額から減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産等に係る取得財産等管理台帳（第10号様式別紙4）を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める期間とする。

3 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金取得財産処分申請書（第14号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合であって、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(事業終了後の報告)

第19条 補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後3年間において、毎年度4月末日までに、補助対象事業に係る前年度の成果状況を奈良県中小企業省力化・生産性向上設備投資支援補助金成果報告書（第15号様式）により知事に報告しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月13日から施行する。

補助対象者となる中小企業等

本事業は、交付申請時点において日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）等がされ、奈良県内に補助対象事業を実施する事業所を有する中小企業等（下記(1)又は(2)の要件を満たす「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）」第2条第1項に規定する者及び下記(3)又は(4)の要件を満たす者で、個人事業主を含む。）を対象とする。

補助対象者の要件は、本事業の公募に申し込む時点において満たしている必要がある。また、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員の増員を行うなど、主に本事業の対象事業者となることを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、交付取消となる場合がある。

(1) 中小企業者（組合関連以外）

資本金又は常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人であること（「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」第2条第1項に規定するものを指し、分類については産業分類の改訂に準拠する。）。ただし、資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。また、常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

業種	資本金	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

なお、常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人を小規模企業者とする。

業種	常勤従業員数
製造業その他	20人
商業・サービス業	5人
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人

(2) 中小企業者（組合関連）

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号までに定める法人（企業組合等）であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格の無い任意団体は補助対象とならない。

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ④ 商工組合、商工組合連合会
- ⑤ 商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ⑥ 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

⑦生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

⑧酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

（酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合）

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

⑨内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

⑩技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記（1）に該当するもの、企業組合、協同組合であるもの。

(3)「中小企業等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

次のいずれかに当てはまる者を補助対象とする。

①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO 法人）

- i) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。
- ii) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。
- iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- v) 交付申請時まで補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受けていること。

②以下全ての要件を満たす社会福祉法人

- i) 「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。
- ii) 従業員数が300人以下であること。
- iii) 収益事業の範囲内で補助対象事業を行うこと。

(4) 特定事業者の一部

①常勤従業員数が下表の数字以下となる会社又は個人（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する者を指す。）のうち、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるもの。

業種	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 （ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	300人

②生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

③酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

とするものであるもの。

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

④内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とするものであるもの。

⑤技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 上記①
- ・ 企業組合、協業組合

【みなし同一法人】

上記(1)から(4)までに該当する者のうち、親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし（みなし同一法人）、いずれか1社のみでの申請しか認められない。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められない。これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱う。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなす。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなす。なお、みなし同一法人の判定にあたっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取扱う。過去に交付決定を受けた個人事業主が設立した法人についても、同様の取扱いとする。

加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者及び住所が同じ法人、主要株主及び住所が同じ法人、実質的支配者（※）が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請しか認められない。本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められない。（※実質的支配者の確認方法については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）で定められています。）

また、補助事業者が、補助対象事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定を取り消します。

【みなし大企業】

次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者は、大企業とみなされる事業者（みなし大企業）となり、補助対象外となる。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③までに該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤①から③までに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑥交付申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

＜留意事項＞

- ・大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業とみなす。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。
- ・以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
 - i) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ii) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。
- ・本条件の適用は、補助対象事業実施期間中にも及ぶ。
- ・上記③の役員には、会社法（平成17年法律第86号）第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。
- ・JV（協同企業体）構成員の申請においては、JV（協同企業体）の出資総額の過半数が大企業又はみなし大企業である場合は本規定を準用し補助対象外とする。

別表 1

本補助金の補助対象事業は、別紙 1 に規定する中小企業等が奈良県内で行う事業とし、その補助率、補助上限額及び補助対象経費は以下のとおりとする。

補助率	補助上限額	補助対象経費
1/2以内	500万円 (下限額100万円)	省力化・生産性向上に資する設備導入にかかる製品本体費、導入経費（据付費、運搬費、調整費その他知事が認めるもの）